

平成28年4月10日

会員各位

高知県弓道連盟
会長 西内 達雄

定期審査における「無指定」について（お知らせ）

平成28年度の第1回定期審査から（公財）全日本弓道連盟の審査規定（第21条4項「無指定」として受審した場合、行射の審査の成績及び学科試験の総合成績により、初段又は級位を与える）に基づき下記の通り実施しますので、お知らせいたします。

記

1. 受審者の行射審査の成績が「級位相当」と認められた場合、行射の成績に応じて、1級より5級を与える
2. 受審者の行射審査の成績が「初段相当」と認められた場合、「仮初段」と発表し該当者に当日学科試験を課し、総合成績により判定する
3. 学科試験は、全日本弓道連盟が提示する問題から審査委員長が指定する
4. 該当者に級位と初段の受審料の差額1,020円と初段の登録料3,100円が必要であることを説明する
5. 該当者が受諾した場合、学科試験を課し、学科試験が不合格の時は、相当の級位を与える。この場合の受審料は初段の受審料（2,050円）、登録料は級位（1,030円）とする
6. 該当者が学科試験を拒否した場合、相当の級位を与える。この場合の受審料・登録料は無指定（級位）の料金とする

以上